

# ぬくもり

発行／社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会吉和事務所  
 住所 廿日市市吉和1771番地1 吉和福祉センター（すこやかプラザ）内  
 電話 77-2883 FAX 77-2514 E-mail yoshiwa@hatsupy.jp



## ほっと吉和よりお知らせ

**デマンドカーなど土曜日の予約受付の廃止について  
利用予約は金曜日の午後5時までに**



NPO 法人ほっと吉和は平成29年4月1日から人材センター事業を、8月1日から泊りの見守り事業を、そして、令和3年4月1日からほっとバス運行事業を開始しました。

人材センター事業の作業の申込みや、泊りの見守り事業の申込み、そしてほっとバス運行事業のデマンドカー（予約制）の利用申し込みを受け付けるため、土曜日を営業日として運営しておりますが、事務所への来訪者も少なく、電話による利用申し込みなど件数も少ないため、事務所への出勤はせず電話の受付（自動転送）のみ行っております。これまで電話の対応で利用者の皆さんに大変ご迷惑をおかけすることが多いことから、見直しをすることにしました。

8月1日からは、事務所の営業は月曜日から金曜日までの朝9時から午後5時までとし、デマンドカーなどの予約は、金曜日の午後5時までの営業時間内にお願いいたします。土曜日、日曜日、祝日は休業日といたします。

ただし、デマンドカー（予約制）は土曜日も運行いたしますのでご利用ください。

ご利用していただくみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



## ご存じですか？「廿日市市成年後見利用促進センター」



こんなお困りごとはありませんか？

- 「お金の管理が一人ではできない」
- 「契約手続きが一人ではできない」
- 「悪徳商法の被害にあわないか心配」
- 「成年後見制度の申請方法が分からず」
- 「自分が亡くなった後の障がいのある子どものことが心配」



成年後見制度に関する相談は

廿日市市成年後見利用促進センター  
 (廿日市市社会福祉協議会) 9時～17時  
 山崎本社みんなのあいプラザ 3F  
 電話 20-5176  
 ☆社協吉和事務所にご相談いただいて、  
 つなぐこともできます。

## ☆成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な方の「意思決定を支援する人（成年後見人等）」を家庭裁判所が選ぶことによって、本人の権利や財産を守ることを目的とした、法に定められた制度です。